

学ぶ！食べる！つながる！ふくしま食育チャレンジ 委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している、学ぶ！食べる！つながる！ふくしま食育チャレンジ委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

東日本大震災以降、福島県民（以下「県民」という。）の健康指標は大きく悪化し、現在もメタボ該当者の割合は全国ワースト4位、脳血管疾患死亡率は男性が全国ワースト10位、女性が全国ワースト3位、心疾患死亡率は男性が全国ワースト8位、女性が全国ワースト10位など、高塩分摂取がリスクとなる健康指標が悪い状況が続いており、喫緊の課題である。

令和6年国民健康・栄養調査における県民の食塩摂取量の平均値は男女ともに減少し、男性は全国ワースト11位、女性はワースト20位と改善傾向にあるが県の目標値を超えて摂取している現状である。

また、食行動においては「食べ過ぎ・食塩の過剰摂取・野菜摂取」といった課題もあることから、県民の健康に県民総ぐるみで「適正な食事量・食塩量」「野菜の摂取」に取り組む気運醸成を図る必要があり、特に、家庭における食事が子どもへの食習慣に与える影響が大きいことから、子ども及び保護者等に実践を促す機会を産官連携により、県民の健康意識の向上や食行動の変容・定着による健康指標の改善を目的とする。

3 事業概要

(1) 主催者

福島県

(2) 基本的な考え方

ア 各家庭での食事が子どもの食習慣に与える影響が大きいことから、ターゲットは働く世代及び家庭への働きかけを主とする。

イ 県民の日々の食事の変容に関する取り組みが必要であることから、スーパーや食品製造事業者等のふくしま減塩アクションプロジェクト参画事業者と連携した事業展開を図ること。

ウ 「適量」「減塩」「野菜摂取」の効果を多くの県民に印象づけ、手軽で魅力的な手法等の発信など、継続した実践を促すような取組とすること。

4 委託業務内容

本委託における業務内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあっては、コスト及び県民への波及効果等に留意した上で、効果的で自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

(1) 共通事項

ア 受託者は、事業の企画、開催準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。

- イ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。
- ウ 委託事業の実施に伴う著作権は、全て県に帰属するものとする。
- エ その他、疑義が生じた場合はその都度県と協議する。

(2) 業務内容

- ア 小学生及びその保護者等の参加型ワークショップ及び調理実習の開催
時期：7月中旬から翌年1月下旬のなかで10回以上
場所：県内の調理実習室を設置する施設等
参集者：県内の小学生及びその保護者等
- イ 「ちょうどよい適量」「おいしく減塩」「野菜摂取」メニューの作成
(ア) 調理実習用の1日3食分の提案献立の作成
(イ) 「おいしく減塩・野菜摂取」の提案メニューの作成(3品程度)
- ウ 「ちょうどよい適量・おいしく減塩・野菜摂取」普及啓発イベント
時期：7月中旬から翌年1月下旬のなかで2回以上
場所：相双地区または会津地区の商業施設等
- エ 上記ア、イ、ウについては、食に関する専門家等の協力のもと、ふくしま減塩アクションプロジェクト参画事業者等と連携して実施すること。
- オ 上記ア、イ、ウに係る取組状況や実績のとりまとめ及び広報等
- カ その他、本業務の趣旨に沿ったもので、効果的と思われる事業の実施

(3) その他、留意点

- ・事業目的を達成するため、ターゲットは子どもと働く世代とし、各家庭への働きかけによる行動変容につながる事業を提案すること。
- ・健康に対する「無関心層」も巻き込み、楽しく参加できる内容を提案すること。
- ・事業の実施に必要な各種申請・連絡調整等を行うこと。
- ・印刷物、広報媒体等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについては、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。

(4) 事業終了後の業務

- ・実績報告書等を作成し、委託業務完了後、速やかに2部提出すること。
- ・実績報告書には、事業内容、実績(企業等の取組、県民の参加者数、県民の意識等の成果がわかるもの)、紙媒体等の成果品、写真等を添付すること。

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。